

第8回議会改革特別委員会

日時：平成22年10月27日（水）午後1時00分～午後3時10分

場所：市議会委員会室

1 具体的検討項目の検討

(1) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方

- ・ 協議会のあり方（執行機関から提出された案件の取扱い）については、継続して検討することとしました。
- ・ 予算及び決算の審査のあり方については、継続して検討することとしました。

(2) 常任委員会への議員の所属制限の再考

予算及び決算の審査のあり方と併せて継続して検討することとしました。

(3) 対面方式の実施

平成23年3月定例会から実施することとしました。なお、質問席は、現在の議員席の一部（最前列の中央部）を活用することとします。

(4) 一般質問の通告の時期

一般質問の通告書の提出期間について、定例会の招集告示の日にかれる議会運営委員会が終了した時点から開会日の翌々日の正午までとすることとしました。なお、提出期間の変更は、平成23年3月定例会から実施することとしました。

※ 議案質疑の通告書の提出期間については、議会改革特別委員会の検討項目となっていないため、現時点では変更の予定はありません。

(5) 一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて

現行（第2日目から第4日目までのおおむね3日間を予定し、議案質疑の後に実施）を継続することとしました。

(6) 本会議でのパネル使用の規定

パネルの使用については、議会での議論は口頭による議論であることが原則であることにかんがみ、①あくまでも説明の補助としての使用であること、②必要最小限の使用とすること、③後日に会議録を読んでも発言の内容がわかるように配慮することを前提条件として使用を認めることとしました。なお、使用の申出等の手続などに関して一定のルールを整備することとします。

2 次回の会議

次回の会議の開催日時は、平成22年11月12日（金）午後1時としました。

配付資料

・ 事項書

- ・ 資料1 「常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方（追加資料）」・「常任委員会への議員の所属制限（追加資料）」・「対面方式の実施」・「一般質問の通告の時期」・「一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて」・「本会議でのパネル使用の規定」

- ・ 資料2 継続協議項目の検討の方向性について